

広島県建設業新分野進出支援補助金

平成 25 年度募集要項

受付期間 平成24年4月8日（月）から5月17日（金）まで

受付場所 広島県土木局建設産業課
（広島県庁北館6階）

TEL 082-513-3822

FAX 082-223-3593

平成 25 年 3 月

広島県土木局建設産業課

広島県建設業新分野進出支援補助金 平成25年度募集要項

1 補助制度の概要

(1) 目的

道路・河川等の土木工事、災害対応や維持管理などの実績のある建設業者の新分野進出に際し、調査・研究開発、販路開拓及び設備投資の経費の一部を助成することにより、当該業者の経営革新への取組を促進し、地域の安全・安心の担い手の確保を図る。

(2) 補助対象事業

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づき承認を受けた経営革新計画に従い、建設業者が実施する建設業以外の分野への進出に関する「調査・研究」「販路開拓」「設備投資」のための事業です。

ただし、過疎地域(※)に主たる営業所を有するものについては、主に民間需要が見込まれる建設業分野に進出する場合も、補助対象となります。(例示のとおり)

(主に民間需要が見込まれる建設業分野の例)

- 在宅介護リフォーム工事(内装工事業)
- 太陽光発電システム設置工事(電気工事業) などの非土木工事業

なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定に基づく規制対象業種を除きます。

(3) 予算総額 66,000千円

(4) 補助対象者

次のうち、①②③又は①②④の条件を、それぞれ全て満たすもの。

- ① 建設業の許可を有し、かつ広島県内に主たる営業所を有するもの。
ただし、設備投資事業は、過疎地域に主たる営業所を有するものに限る。
- ② 従業員数が5人以上であるもの。
- ③ 平成23・24年度広島県建設工事入札参加資格で、土木一式の業種における格付けがB又はCの認定を受け、次のア又はイの業務に係る平成20年11月1日以降の実績を有するもの。
ア 県発注の土木工事の竣工検査に合格した元請施工実績
イ 県が発注した道路維持修繕業務委託、除雪業務委託又は河川緊急対応業務委託(以後、「路線委託等」という。)の受注実績
- ④ 平成23・24年度広島県建設工事入札参加資格で、土木一式の業種における格付けがDの認定を受け、県が発注した路線委託等に係る平成20年11月1日以降の実績を有するもの。

※ **過疎地域**とは、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年3月31日法律第15号)で指定されている、次の地域。

公示市町(平成21年1月1日現在)
呉市(旧倉橋町・下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町の区域)、三原市(旧大和町・久井町の区域)、尾道市(旧御調町・瀬戸田町の区域)、福山市(旧内海町の区域)、府中市(旧上下町の区域)、三次市、庄原市、東広島市(旧福富町・豊栄町・河内町の区域)、廿日市市(旧吉和村・宮島町の区域)、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町

(5) 補助対象事業

事業区分	事業内容
A 調査・研究 開発事業	1 先進的取組視察・研修事業 (1) 新分野進出等に関する先進的な取組の視察 (2) 新分野進出等に関する研修会・講習会等の開催又は参加 2 市場調査事業 新分野等に関する今後の動向等についての市場調査 3 専門家指導受入事業 新分野等に関する専門家の指導・助言の受入 4 研究開発事業 新商品・新サービス・新技術の研究開発
B 販路開拓事業	1 販路開拓事業 (1) 展示会等の開催又は参加 (2) カタログ・パンフレット等の製作 (3) ホームページの開設等 (4) 広告・宣伝 2 販路開拓に関する専門指導等の受入事業 補助事業における販路開拓に関する専門指導・助言の受入 ※ 販路開拓において専門指導・助言を受けることに要する経費については、当該指導・助言者が販路開拓に関する専門的知見を有する（中小企業診断士等の公的資格を有するなど）場合の補助事業に関する具体的指導等に要する経費に限ります。
C 設備投資事業	1 設備投資事業 (1) 建築物の購入、建造、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 (2) 機械装置の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 (3) 工具、備品等の購入、試作、改良、借用又は修繕に要する経費

(6) 補助対象期間・経費

交付決定の日（25年6月下旬頃）～平成26年3月15日まで

※この期間内に事業実施（契約→実施→支払完了）したものが補助対象となります。

補助対象事業区分ごとの対象経費

事業区分	謝金・旅費	研究開発費							事務費	委託費	設備投資費
		原材料費	機械装置・工具器具費	産業財産権等導入費	外注費	技術コンサル	ルタン下料	雑務費			
調査・研究開発事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
販路開拓事業	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—
設備投資事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○

※1 次のものは補助の対象外となり、補助金の交付後も返還を求める場合があります。

- ・国県等の他の補助事業の対象となる経費
- ・補助対象事業以外の事業に係る経費と明確に区分できないもの

※2 補助対象経費の具体的な内容は、別表を参照してください。

(7) 補助率

補助対象経費の1/2以内

(8) 補助金額

補助金額の上限は1者あたり次のとおりです。

事業区分		交付決定の上限額
一般地域	調査研究開発事業	3,000千円
	販路開拓事業	
過疎地域	調査研究開発事業	10,000千円
	販路開拓事業	
	設備投資事業	

※1 H19～21年度広島県新分野進出等支援補助金及びH22年度広島県建設業経営革新支援補助金並びにH23、24年度広島県建設業新分野進出支援補助金の交付を受けた事業者については、上記補助上限額から交付額の合計を差し引いた額を補助上限額とします。

※2 過疎地域での調査研究と販路開拓を合わせた上限額は300万円とします。

※3 交付決定年度における補助対象事業を含む総事業に要する経費が、総額で300万円に満たない場合は補助対象とできません。

(9) 主なスケジュール

時期	県→補助事業者	補助事業者→県
平成25年 4月～5月	募集	応募（交付申請書提出）
6月中旬頃	審査会	審査会でのプレゼンテーション
6月下旬頃	交付決定	
10月中旬頃		遂行状況報告（中間報告）
平成26年 3月	審査、額の確定	実績報告

※経営革新計画（新規）の申請は、商工労働局経営革新課に行ってください。

2 応募の手続

受付期間内に、次の提出書類を受付窓口へ提出して下さい。

申請書提出の際は、**ヒアリング**させていただきますので、当課の担当とスケジュール調整のうえ持参・説明していただきます。（**スケジュール調整していただいていないものは受付できません。**）

申請書の受付後、要件等に合致しないため申請を不受理とする場合があります。

(1) 受付期間

平成25年4月8日（月）～平成25年5月17日（金）午後5時まで

※申請受付の順番は交付決定に一切影響ありません。

(2) 審査会のプレゼンテーション

平成25年6月中旬頃に予定の審査会において、事業者によるプレゼンテーションが必要となります。

(3) 提出書類（各1部）

ア 補助金交付申請書 [様式第1号]

① 補助事業計画書（別紙1）

※ 過疎地域に主たる営業所を有する者で、主に民間需要が見込める建設業分野へ進出するために補助金の交付を申請する場合は、民間市場での事業実施を明確にした事業計画書としてください。

- ② 補助事業に係る資金収支計画書（別紙2）

イ 添付書類

- ① 経営革新計画の承認書及び経営革新計画に係る承認申請書の写し
- ② 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- ③ 直近2期分の確定申告書の写し（勘定科目の明細を含むすべてのもの）
- ④ 直近2期分の決算関連書類（財務諸表）の写し
- ⑤ 県税について滞納がないことの証明書
- ⑥ 会社のパンフレット等（所在地のわかるもの）
- ⑦ 補助事業計画書で購入予定の資産の見積書（単価100万円以上）
- ⑧ 県発注の土木一式工事又は路線委託等の、工事实績等を証明できるもの。（発注機関の発注証明や契約書の写し等）

(4) 受付窓口（問合せ先）

広島県 土木局 建設産業課 建設業グループ（広島県庁北館6階）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 TEL082-513-3822

3 補助事業の審査

- 交付決定に係る審査会は、提出された書類と補助事業者による事業内容の説明（プレゼンテーション）をもととして、審査委員との質疑応答により審査を行います。
 - ※ プレゼンテーションでは、事業内容と自社の経営状況等について説明していただきます。
 - ※ 審査会の実施に当たっては、申請者に対し別途実施日時等を連絡します。
- 審査会では、事業計画の実現性、収益性や事業者の財務状況などの観点から審査を行い、**審査会で交付対象として認められた事業を予算の範囲内で交付決定します。**

4 注意事項

(1) 補助対象外

ア 調査・研究開発事業、販路開拓事業の補助対象外

- ① 汎用パソコンの導入に要する費用
- ② システム開発に要する費用（補助対象のハードと一体となったカスタマイズされたソフトウェアは対象となります。）
- ③ 既存商品や既存技術の模倣にすぎないもの
- ④ 研究開発の全部又は大半を他に委託する場合の当該費用
- ⑤ 機械装置等の導入が主な目的である場合
- ⑥ その他知事が補助対象として不適切と認めた費用

イ 設備投資事業の補助対象外

- ① 土地の購入費、事務所等の建築物の購入・建築費（簡易な倉庫等を除く。）
- ② ソフトウェア購入費
- ③ もっぱら研究開発のための機械装置等の購入費
- ④ その他知事が補助対象として不適切と認めた費用

(2) 補助金の交付時期

平成26年5月（予定）

※ 補助事業は自己資金で実施していただき、実績報告後に補助金を充当することとなります。

※ 設備投資事業に限り、概算払請求書（様式第7号）に機械装置等の購入等の契約書の写しを添付して請求すれば、交付決定額（設備投資費）の10分の4以内を概算払いすることができます。

5 補助事業の実施等

(1) 遂行状況報告

交付決定を受けた日から3ヶ月を経過した後の月の末日現在における遂行状況について、補助事業遂行状況報告書を15日以内に提出してください。

(2) 実績報告

① 補助事業が完了したとき

完了した日から7日を経過した日、又は平成26年3月15日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書を提出してください。

単価50万円以上の取得財産がある場合は、取得財産等管理台帳を提出してください。

② 補助事業の決算状況

補助事業のみの決算の状況（収支の状況）について、補助年度終了後における直近の当該営業所の決算時（補助年度中に決算を行う場合はこれも含む。）に、報告してください。

6 補助事業者には課される責務

補助金交付決定後、補助事業者には課される責務の主なものは次のとおりです。（補助金交付を申請された場合は、以下の事項に同意されたものとみなします。）

(1) 実施状況確認等への協力

県による、帳簿や物件等の立入検査等に協力しなければなりません。

(2) 変更、廃止の事前承認

補助事業内容の変更、廃止等を行わなければならない事由が生じた場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。

(3) 関係書類の整理、保存、検査

補助事業に係る経理関係の証拠書類及び研究・作業日誌等を整理するとともに、補助事業終了後も5年間保存しなければなりません。

(4) 財産管理

補助事業により取得した機械等の財産は、適切に管理運用しなければなりません（善管注意義務）。また、事業終了後も同様です。

別に定める期間内に当該財産を処分等する場合は、耐用年数に応じて補助金を返還しなければなりません。

(5) 補助事業実施結果の公表等

補助事業の実施状況・結果等について、広島県のホームページ等で公表します。

また、その後の事例発表や事業のPRに協力していただくことがあります。

(6) 事業効果の検証調査への協力

補助事業の効果を検証するための調査に協力しなければなりません。

7 補助対象経費一覧

補助対象となる経費費目は次の表のとおりです。

各経費費目の内容は、別表を参照して下さい。

事業区分	経費区分	経 費 費 目 (別表参照)
A 調査・研究 開発事業	謝金・旅費	専門家謝金, 専門家旅費, 職員旅費
	研究開発費	原材料費, 機械装置 (試行・試作等に必要な設備で生産に使用可能なものを除く。)・工具器具費 (機械装置又は工具器具の購入・製造・改良・据付け・借用・保守又は修繕に要する経費), 産業財産権等導入費, 外注費, 技術コンサルタント料, 雑役務費
	事務費	会議費, 会場借料, 負担金, 印刷製本費, 資料購入費, 通信運搬費, 借料又は損料, 消耗品費
	委託費	委託費
B 販路開拓 事業	謝金・旅費	専門指導等に係る謝金及び旅費, 職員旅費
	事務費	会場借料, 会場整備費, 負担金, 印刷製本費, 資料購入費, 通信運搬費, 借料又は損料, 広告宣伝費, 通訳・翻訳料, 消耗品費, 雑役務費
	委託費	委託費
C 設備投資 事業	設備投資費	構築物・機械装置・工具器具費 (構築物・機械装置又は工具器具の購入・製造・改良・据付け・借用に要する経費)

別表 経費費目

※経費費目欄の(A),(B),(C)は、対象となる事業〔(A)調査・研究開発事業、(B)販路開拓事業、(C)設備投資事業〕を例示しています。

経費区分	経費費目	内 容
謝金・旅費	専門家謝金 (A),(B)	<ul style="list-style-type: none"> ・新商品等の研究開発について専門家から指導等を受けた場合に謝礼として支払われる経費 ・新分野進出、市場調査、販路開拓・拡大について専門家から指導や助言を受けた場合に謝礼として支払われる経費 ※既にコンサルティング契約を結ばれていて、定例的に指導を受けられている実績がある場合は、対象となりません。
	専門指導旅費 職員旅費 (A),(B)	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼した専門指導者が指導等を行うために要する旅費 ・補助事業実施に必要な用務に係る社員の旅費 ※他の用務(営業等)を兼ねた出張の場合は、対象となりません。
研究開発費	原材料費 (A)	<ul style="list-style-type: none"> ・試作品の製作にあたり直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費。 ※生産ライン用のものと区別がつかない場合、対象となりません。
	機械装置・ 工具器具費 (A)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該研究開発に必要な機械装置の購入、製作、改良、設置、借用及び修繕に要する次の経費 ① 機械装置、機械装置の製作に必要な部品の購入費 ② 機械装置等を外注により製作、改良、設置、修繕させた場合の外注費 ③ 機械装置等の借上(リース)料。 ※生産ラインへの転用を目的とした場合は、対象となりません。 ※単価50万円以上は、耐用年数期間中の処分が制限されます。
	産業財産権 等導入費 (A)	<ul style="list-style-type: none"> ・産業財産権等(特許権、実用新案権、意匠権等)の特許庁への申請(出願、審査請求、登録)に係る経費 ・実施権、使用権取得に係る経費
	外注費 (A)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該研究開発に必要な原材料等の再加工及び設計等を外注する場合に支払われる経費。 ※通常の外注業務と区別できない場合は、対象となりません。
	技術コンサル タント料 (A)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家から技術分野の指導等を受けた場合に謝礼として支払われる経費。
	雑役務費 (A)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発を補助するため臨時的に雇い入れた者に支払われる賃金、旅費 ※業務内容が不明確であったり、補助事業以外の業務にも従事する場合や雇用関係書類が不備の場合は対象となりません。
事務費	会議費 (A)	<ul style="list-style-type: none"> ・他の費目に属さない会議に要する経費
	会場借料 (A),(B)	<ul style="list-style-type: none"> ・会議等のための会場借上げに係る経費 ・展示会等出展時のブース借上げに係る経費
	会場整備費 (B)	<ul style="list-style-type: none"> ・展示会等の出展会場で必要な装飾等に要する経費
	負担金 (A)(B)	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会等への出席に要する負担金
	印刷製本費 (A),(B)	<ul style="list-style-type: none"> ・会議や講習会等の資料の印刷に要する経費 ・展示会で配布する資料等の印刷に要する経費 ※自社内で印刷・製本した場合は、対象となりません。
	資料購入費 (A),(B)	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業のために必要な図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費 ※研究開発及び販路開拓で必要と明確に判断できないものは、対象となりません。

	通信運搬費 (A), (B)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に必要な郵便代, 運送代に支払われる経費 ・購入先への振入手数料 <p>※通常の業務と区別できなければ, 対象となりません。</p>
	借料, 損料 (A), (B)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に必要な事務機器等のリース・レンタルに係る経費
	広告宣伝費 (B)	<ul style="list-style-type: none"> ・新商品等のマスメディアを通じた広告宣伝に要する経費。 ・新商品等の宣伝のためのホームページ作成に要する経費。
	通訳・翻訳料 (B)	<ul style="list-style-type: none"> ・海外での展示会出展や市場調査のため必要な通訳・翻訳に要する経費 <p>※日本から通訳帯同の場合の旅費は, 対象となりません。</p>
	消耗品費 (A),(B)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に必要な消耗品の購入に係る経費 <p>※通常の業務用品と区別できなければ, 対象となりません。</p>
	雑役務費 (B)	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の補助や展示会出展での商品等の説明のため, 臨時的に雇い入れた者に支払われる賃金, 旅費 <p>※業務内容が不明確であったり, 補助事業以外の業務にも従事する場合や雇用関係書類が不備の場合は対象となりません。</p>
委託費	委託費 (A),(B)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の一部を専門機関等に委託する際, 支払われる経費 ・市場調査, テストマーケティング, 販売戦略策定等を専門機関に委託する際に支払われる経費。 <p>※委託契約で内容を明確にする必要があり, 成果品を求めます。</p>
設備投資費	構築物費 (C)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業に必要な構築物の購入, 建造, 改良, 据付, 借用及び修繕に要する次の経費 ① 構築物の製作に必要な材料の購入費 ② 構築物を外注により製作, 改良, 設置, 修繕させた場合の外注費 ③ 構築物等の借上(リース)料。 <p>※単価50万円以上は, 耐用年数期間中の処分が制限されます。</p>
	機械装置費 (C)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業に必要な機械装置の購入, 製作, 改良, 据付, 借用及び修繕に要する次の経費 ① 機械装置, 機械装置の製作に必要な部品の購入費 ② 機械装置等を外注により製作, 改良, 設置, 修繕させた場合の外注費 ③ 機械装置等の借上(リース)料。 <p>※単価50万円以上は, 耐用年数期間中の処分が制限されます。</p>
	工具・器具費 (C)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業に必要な工具, 備品等の購入, 製作, 改良, 借用及び修繕に要する次の経費 ① 工具, 備品等の製作に必要な部品の購入費 ② 工具, 備品等を外注により製作, 改良, 修繕させた場合の外注費 ③ 工具, 備品等の借上(リース)料。 <p>※単価50万円以上は, 耐用年数期間中の処分が制限されます。</p>